

第28回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成25年12月20日（金）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成25年12月20日 14時00分から16時15分

4. 出席委員
2番 平安名常彦（会長職務代理者）
3番 多和田眞吉 4番 新垣 直也
5番 新垣 勉 6番 新垣 勇
7番 安里 健一 8番 比嘉 盛安
9番 外間 博則 10番 與那嶺正敏
11番 花城 伸吉

5. 欠席委員
1番 新垣 秀則（会長）

6. 議事日程
第1 会期の決定について
第2 議事録署名委員の指名について
第3 案件
議案第110号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
議案第111号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第113号 農用地利用集積計画に係る意見について
報告第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員
事務局長 津覇 盛之
係 長 新垣 忍
主 事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長職務代理）

これより第28回農業委員会会議（総会）を開催いたします。
会期についてお諮りしますが、本日1日限りでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長職務代理）

異議なしの声がありますので、本日1日といたします。
議事録署名人は、3番さんと4番さんということになっていますので、ご協力をよろしく
お願いします。
では案件に移りたいと思います。今日は議案第110号から議案第113号まで、まとめて事務
局のほうからご説明をよろしくお願いします。

事務局長

それでは1ページのほうをお願いします。

（議案第110号を議案書をもとに朗読）

議案第110号について補足説明をいたします。

1 番は、申請人が、自己所有地に太陽光発電施設を設置するために、転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の集団化した農地の区域にあるが申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後も農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替性もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

2 番は、申請人が自己所有地を墓地公園への進入路として利用するために転用するものであります。申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

続きまして4ページをお願いします。

(議案第111号を議案書をもとに朗読)

議案第111号について補足説明をいたします。

1 番は、借受人が、申請地を資材置場として利用するために、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

2 番は、譲受人が、申請地を保育園敷地として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

3 番は、借受人が、申請地を資材置場として利用するために、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。

申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

4 番は、譲受人が、申請地を駐車場として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合

が40%を超えており、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。5番は、譲受人が、申請地に一般住宅を建築するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。続きまして9ページをお願いします。

(議案第112号を議案書をもとに朗読)

議案第112号について補足説明をいたします。

1番及び3番は、譲受人が譲渡人より申請地の権利を取得するもので、2番は借受人が貸付人より申請地を使用貸借し、新規に農業経営を営むものであります。

申請人が確保する農業機械等の保有台数3台、農作業従事日数270日、通作時間10分及び営農計画(作目 キビ作)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で20aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。続きまして13ページをお願いします。

(議案第113号を議案書をもとに朗読)

議案第113号について補足説明をいたします。

1番及び2番は、利用権の設定を受ける者が農業経営の規模拡大を図るために、利用権の設定をする者より申請地の利用権を設定し、使用貸借するものであります。

利用権の設定を受ける者が確保する農業機械等の保有台数1台、農作業従事日数250日、作目 野菜(トマト、サヤインゲン)であります。

本計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長(会長職務代理)

ただいま事務局からの説明が終わりました。休憩をとり、現場調査に行きたいと思いま

す。休憩いたします。

(現地調査)

議長(会長職務代理)

再開いたします。

議案第110号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでありま

	<p>すが、ただいま現場調査も行ってきたので、これから質疑に入ります。どなたかご質問等がある方、よろしくお願いします。</p> <p>質問がないようですので、進行してよろしいでしょうか。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長職務代理）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見ををお願いします。10番。</p>
10番	<p>議案第110号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでございますが、番号1番については事務局から説明も受けて、現場調査も行ったわけでありまして、この申請地の近くには県営団地もできておりますし、企業局の貯水タンクですか、あれもつくってあります。企業の立地といいますか、公共施設もできておりますし、この土地は建設業の方が長い間、資材置き場として利用しておりますけれども、登記簿では畑となっております。現場を見たところ、むしろ畑として利用できる状態ではないと思いますので、本員は転用やむなしだと思っております。番号2番についても事務局から説明があったとおり、第2種農地だということで転用もやむを得ないかなと思っております。よって、本員は番号1番、2番とも許可相当としたいと思っております。以上です。</p>
議長（会長職務代理）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長職務代理）	<p>異議なしでありますので、議案第110号は許可相当といたします。</p> <p>次に、議案第111号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての質疑に入りたいと思います。どなたかご質問等がある方はをお願いします。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長職務代理）	<p>進行の声がありますので、進行したいと思います。</p> <p>どなたかご意見ををお願いします。5番。</p>
5番	<p>議案第111号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見なんですけれど、事務局のほうからも説明があり、休憩をとりまして現場確認をいたしました。1番につきましては、前回の総会でも出されている案件との関連で、ヤードの確保ということで不可欠なものと思います。2番の保育園につきましては、今の保育園の敷地をもっと拡張したいということで転用したい。3番のほうも1番と同様、資材置場。4番のほうの露天の駐車場、あと5番の一般個人住宅、いずれも代替地がない、現状からして転用はやむを得ないかと思っております。よって1番から5番まで、本員は許可相当としたいと思っております。</p>
議長（会長職務代理）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p>

<p>議長（会長職務代理）</p>	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしでありますので、議案第112号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入りたいと思います。これについて、ご質問のある方はお願いします。</p>
<p>議長（会長職務代理）</p> <p>7番</p>	<p>「進行」の声あり</p> <p>進行の声がありますので、進行したいと思います。</p> <p>では、ご意見のほうをよろしくお願いします。7番。</p> <p>議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局の十分な説明もあり、それから現場調査も行いました。1番が無償移転、2番が使用貸借、3番が有償移転になっておりますが、現場を見た限り、現在もサトウキビが植えられていて、引き継いで譲受人、借受人の方が、稼働人員も3人中2人いらっしゃるということで、十分やっつけられるものと思います。よって、本員は全て許可としたいと思います。以上です。</p>
<p>議長（会長職務代理）</p>	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
<p>議長（会長職務代理）</p>	<p>異議なしでありますので、議案第112号に関しては、1番から3番まで許可ということにいたします。</p> <p>続きまして、議案第113号 農用地利用集積計画に係る意見についてに移りたいと思います。この件に関して、どなたかご質問があればよろしくお願いします。</p> <p>「休憩」の声あり</p>
<p>議長（会長職務代理）</p>	<p>休憩いたします。</p> <p>（ 休 憩 ）</p>
<p>議長（会長職務代理）</p> <p>6番</p>	<p>再開いたします。</p> <p>議案第113号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてでございますが、番号1番から2番、Aさんが今までずっとサトウキビを作っていて、さらに農業経営の規模拡大ということでございますが、十分意欲があるということで、本員は2件とも承認としたいと思います。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしでありますので、議案第113号について1番、2番を承認としたいと思います。</p>

	<p>報告第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局の説明をよろしくお願いします。</p> <p>それでは報告いたします。</p> <p>(報告第40号を朗読する前に以下を説明)</p> <p>市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が3件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>(説明後議案書をもとに朗読)</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長 (会長職務代理)</p>	<p>報告が終わったところで、今日の日程はすべて終了しました。第28回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">閉会 16時15分</p> <p>中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">中城村農業委員会会長職務代理者 平安名 常彦</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人</p> <p style="text-align: right;">3番委員 多和田 眞吉</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人</p> <p style="text-align: right;">4番委員 新垣 直也</p>